

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 7 号		
件 名	新潟駅南口広場において条例で禁止行為とされているスケートボードに関することについて		
要 旨	<p>新潟駅南口広場へ行くと、条例で禁止されているスケートボードをしている若者をよく見かけます。警察官が毎日、巡回していて、スケートボードをしている若者に対して、口頭注意をしているのをよく見かけます。口頭注意をしても彼らは言うことを聞かず、スケートボードをしています。これではイタチごっこではないですか。</p> <p>万が一、通行人にけがをさせたり、逆に彼らがスケートボードでバランスを崩して、頭や身体にけがを負ったり、最悪の場合、後遺症の残るけがを負う可能性さえあります。</p> <p>この行為をやめさせるには、新潟市新潟駅前広場条例に罰則を設ける必要があると考えます。現在の新潟市新潟駅前広場条例は、ことし5月からスケートボードをする行為を禁止とし、立て看板に書かれている程度の注意力でしかありません。この条例に罰則を設け、強制力を行使できる条例にするべきであると考えます。</p> <p>さらに、スケートボードは 2020 年東京オリンピックの正式種目にもなり、スケートボードをする人たちがふえるのではないかと思われまます。新潟市がスケートボードのできる施設をつくれればいいのではないのでしょうか。そうすれば、禁止行為をする若者が減るのではないのでしょうか。また、スケートボードの競技人口がふえ、将来、スケートボードでオリンピックを目指す若者がふえるのではないのでしょうか。</p> <p>よって、以下の項目について陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>		
付 託 年月日 委員会	平成 29 年 12 月 4 日	第 1 項 第 2 項	環境建設常任委員会 文教経済常任委員会
受 理	平成 29 年 11 月 15 日	第 3 6 3 号	

陳情第157号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 新潟市新潟駅前広場条例に罰則を設けること。2 新潟市がスケートボードのできる施設をつくること。
--	---